

国土交通省 近畿地方整備局 猪名川河川事務所
資料配付

配布日時	平成28年11月9日 14時00分
------	----------------------

件名	猪名川河川敷地樹木の採取希望者の公募を試行 ～河川法第25条を適用した公募型伐採の試行～
----	---

概要	<p>国が管理している猪名川河川敷地の樹木を伐採・採取を希望する方（申請者）の公募を試行します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●【樹木採取場所】猪名川左岸河川敷地（伊丹市下河原地先） 猪名川右岸河川敷地（伊丹市北伊丹地先）</li><li>●【募集期間】平成28年11月10日から11月22日まで</li><li>●【樹木採取料（占用料）】無償</li><li>●【伐採植種】雑木（ヤナギ等）</li><li>●【採取期間】平成29年1月4日から平成29年1月31日まで</li></ul>
----	---

取り扱い	—
------	---

同時配布	豊中記者クラブ、川西市政記者クラブ、伊丹市政記者クラブ、 尼崎市政記者クラブ
------	---

問い合わせ先	国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長（技術） 沢村 滋男 保全対策官 有村 良一 電話 072-751-1111 （代表）
--------	---

# 猪名川河川敷樹木の採取希望者の公募の試行

## 1. 公募の趣旨

猪名川の河川内には多くの樹木が繁茂しています。これら樹木を放置すると樹林化が進行し、河川の巡視、点検の妨げとなることや、流出することにより堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があるなど、河川管理上問題があります。また、洪水で流木及び発砲スチロールやペットボトル等が大量に樹木に漂着し堆積するなど、河川維持管理や環境上の問題も生じています。

このため、近畿地方整備局猪名川河川事務所では、猪名川の河川敷地内の樹木の採取を希望する事業者や個人等を公募します。応募者の中から、河川法第25条の申請者を特定いたします。

## 2. 公募の概要

### (1) 樹木採取の基本的な考え方

- ・伐採場所は猪名川左右岸河川敷

(左岸：伊丹市下河原地先 約 3.0ha、神崎川合流点からの距離約 8km)

(右岸：伊丹市北伊丹地先 約 1.5ha、神崎川合流点からの距離約 8km)

なお、詳細な場所、範囲については別添資料参照。

- ・伐採する樹木の種類は、雑木（ヤナギ等）です。
- ・伐採の際は根本から約 50cm の位置で切断し、根株については存置し、枝葉は現場より回収して搬出、適正に処分していただきます。
- ・野鳥や水生生物に配慮した伐採を行うため、野鳥の止まり木となる高木及び水生生物のための日陰となる川岸及び航空機進入灯付近の樹木は一部を伐採せず残します。

### (2) 公募から採取まで

- ・採取希望者は、下記のホームページに掲載しています申込用紙に必要事項を記入のうえ、募集期間内に猪名川河川事務所担当者宛に郵送又はFAXにて提出してもらいます。

<http://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/index.php> (猪名川河川事務所HP)

- ・応募受付期間は平成28年11月10日（木）～11月22日（火）  
(郵送の場合平成28年11月22日必着)
- ・樹木採取者の選定にあたっては、採取に関する計画及び実施する工程等

を総合的に評価し、採取者を選定します。

- ・ 樹木採取者は河川法25条の許可手続きを行い、採取期間の平成29年1月4日から平成29年1月31日まで採取を実施。

(3) 樹木採取料（占用料）

河川法第32条の規定により河川法第25条の許可を受けた者が、兵庫県に徴収される樹木伐採の採取料（河川の流水占用料等の徴収等に関する条例）については、今回は徴収されない予定です。

(4) 河川法の許可手続き

本公募の決定通知を受けた事業者や個人等は、速やかに次の関係書類を添えて猪名川河川事務所に河川法第25条の許可に基づく申請を行い、許可を受ける必要があります。

(5) 応募申込、問合せ先

- ・ 郵 送 〒563-0027 大阪府池田市上池田2-2-39
- ・ 電 話 072-751-1986
- ・ FAX 072-753-8472
- ・ 担当者：近畿地方整備局猪名川河川事務所  
工務課 維持第一係 宛

# 公募型樹木等採取場所について

< 猪名川流域図 >

採取箇所  
伊丹市北伊丹地先 約1.5ha  
猪名川右岸 7.6k+100m~7.8k



採取箇所  
伊丹市下河原地先 約3.0ha  
猪名川左岸 7.6k~7.8k

